共用型(介護予防)

認知症対応型通所介護重要事項説明書

１．事業所の名称及び所在地

（１） 名　　称　　共用型(介護予防)認知症対応型通所介護事業所
グループホームあんのん

（２） 所 在 地　　長崎県大村市協和町 710 番地１

（３） TEL/FAX　　TEL：0957-50-0066　FAX：0957-50-0068

（４） 代 表 者　　下津浦　正明

（５） 開設年月日　　平成２４年１月１日

（６） 介護保険事業者指定番号：４２９０５００１４１
交通の便：　高速大村インターより車で１０分
ＪＲ大村駅より車で１０分
協和町中央バス停より徒歩３分

（７） 建物概要：構造：耐火建築物木造１階建て　　延べ床面積：３８５．３３㎡

（８） 居室の概要：洋室：１８

（９） 防犯防災設備・避難設備等の概要
非常通報システム・火災報知器・消火器・避難誘導灯・ガス漏れ警報器の設置。
スプリンクラー設備。建物周辺に赤外線防犯システムの設置。火災の発生時：防火管理規定に基づき、初期消火・１１９番通報及び避難誘導を行う。

（１０）損害賠償責任保険加入先
①あいおいニッセイ同和損保　「介護保険・社会福祉事業者総合保険」加入
②東京海上火災保険　「住まいの保険」加入

２．利用定員

共用型(介護予防)認知症対応型通所介護事業所　３名

３．営業日及び営業時間

営業日　　月曜日～金曜日(土日・祝日はお休み)
営業時間　午前 9 時 30 分から 15 時 30 分

４．利用にあたっての留意事項

運営規程第 12 条（サービス利用に当たっての留意事項)
本事業所において契約者が共用型(介護予防)認知症対応型通所介護の提供を受ける際に、留意する事項は次のとおりとし、契約者及び契約者代理人に重要事項を記した文書を取り交わして説明を行い、同意を得ることとする。

（１）契約者は共同生活の秩序を保ち、相互の親睦に努める。

（２）契約者は本事業所内の施設を清潔にし、また、その他環境衛生の保持に協力する。

（３）金銭の管理は原則として行わないが、日常生活に必要と思われる少額の金銭の保管管理については、相談があれば必要に応じて対処する。

（４）契約者は次の行為をしてはならない。
① 宗教や信条の相違等で他人を攻撃し、または自己の利益のために他人の自由を侵すこと。
② 喧嘩・口論・泥酔等で他の契約者に迷惑を及ぼすこと。

③　本事業所の秩序・風紀を乱し安全衛生を害すること。
④　指定した場所以外で火気を用いること。
⑤　故意に本事業所の設備、もしくは物品に損害を与え、または、これらを持ち出すこと。

5．事業所における苦情の受付

社会福祉法第８２条の規定により、本事業所では契約者からの苦情に適切に対応する体制を整え、苦情解決責任者、苦情受付担当者及び第三者委員を下記により設置し、苦情解決に努めることとします。

（1）苦情受付担当者　　管理者　　道崎人美

（2）苦情解決責任者　　代表取締役　　下津浦正明
　　取締役　　角田浩一

（3）第三者委員　　新城保育園園長　西川一平　　０９５７－５２－４１５２

（4）苦情解決の方法

① 苦情の受付

苦情は面接、電話、書面などにより苦情担当者が随時受け付けます。なお、第三者委員に直接苦情を申し立てることもできます。※苦情申し立て書（様式 1）は玄関に設置しております。

② 苦情受付の報告・確認

苦情受付担当者が受け付けた苦情を苦情受付書（様式 2）に記録して、苦情解決責任者に報告します。

③ 苦情解決のための話し合い

苦情解決責任者は、苦情申出人と責任を持って話し合い、解決に努めます。双方の話し合いによる解決が困難な場合は、第三者委員に報告し、助言や立ち合いを求めることができます。

なお、第三者委員の立ち合いによる話し合いは、次により行います。

ア．第三者委員による苦情内容の確認
イ．第三者委員による解決案の調整、助言
ウ．話し合いの結果や改善事項等の確認

上記内容については、話し合い結果報告書（様式 4）に記録します。苦情解決責任者は改善結果についての報告を改善報告書（様式 5）として苦情申出人及び第三者委員へ通知します。

④外部苦情相談窓口

本事業所で解決できない苦情は、次の苦情相談機関でも申し立てることができます。

◆大村市福祉保健部長寿介護課（０９５７－２０－７３０１）

◆国民健康保険団体連合会　（０９５－８２６－７２９３）

◆長崎県社会福祉協議会　運営適正化委員会（０９５－８４２－６４１０）

6．職員体制

① 管理者１名（常勤、介護職兼務。）

② 介護職員１ユニット７名以上

7．サービスの内容

事業者は、契約者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、共用型(介護予防)認知症対応型通所介護計画を作成します。

① 日常生活の援助

日常生活動作能力に応じて、必要な介助を行う。

ア．移動の介助

イ．養護（休養）

② 健康チェック

ア．血圧測定等、契約者の身体状況の把握

③ 機能訓練

契約者が日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練及び契約者の心身の活性化を図るための各種支援を提供する。また、外出の機会の確保やその他契約者の意向を踏まえた地域社会生活の継続のための支援を行う。

ア．日常生活動作に関する訓練

イ．レクリエーション

ウ．季節行事的活動

エ．趣味活動（ドライブ、買物、園芸等）

オ．地域活動への参加

④ 食事支援

ア．食事の準備、後片付け

イ．食事摂取の介助

ウ．その他の必要な食事介助

⑤ 入浴支援

ア．入浴または清拭

イ．衣類の着脱、身体の洗身、洗髪の介助

ウ．その他の必要な清潔介助

⑥ 排泄支援

契約者の状況に応じて適切な排泄介助を行うとともに、排泄の自立についても適切な援助を行う。

⑦ 送迎支援

契約者の希望を踏まえ、ご自宅と本事業所間の送迎を行う。

⑧ 相談、助言等の支援

契約者及び家族の日常生活における介護等に関する相談及び助言等を行う。

⑨ その他

介護は、契約者の心身の状況に応じ、契約者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう適切な技術をもって行うものとする。

8．利用料

（1）サービス利用料

利用料の詳細については、別紙1に記載してあります。

○キャンセル代　徴収しません

（但し、出来るだけ利用日の前日午後５時までに連絡願います）

（2）支払い方法　（契約第５条参照）

前記（1）の介護保険１割負担分の料金及び費用は、１ヶ月毎に計算し、次のいずれかの方法により翌月 15 日までにお支払いください。

① 事業所での現金支払い
② 銀行振り込み（恐れ入りますが、振込み手数料は契約者のご負担となります）
③ 口座振替

９． 緊急時の対応方法

契約者に容態の変化及び急変等があった場合は、管理者に報告するとともに速やかにかかりつけの医師及び本事業所が定めた協力医療機関への連絡を講じるほか、ご家族の方に速やかに連絡致します。

１０．非常災害対策

消防法施行規則第３条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処する計画に基づき、また、消防法第８条に規定する防火管理者を設置して非常災害対策を行います。

２．防火管理者を設置し、火元責任者には本事業所の職員をもってあてる。
３．始業時・終業時には火災危険防止のため、自主的に点検を行う。
４．非常災害用の設備点検は、契約保守業者に依頼する。点検の際は防火管理者が立ち会う。
５．非常災害用の設備は、常に有効に保持するよう努める。
６．火災の発生や地震等の災害が発生した場合は被害を最小限にとどめるため、職員が任務の遂行にあたる。
７．防火管理者は、従業者に対して防火教育、消防訓練を実施する。
◇防火教育及び基本訓練（消火・通報・避難）・・・年２回以上
◇契約者を含めた総合訓練・・・・・・・・・・・・ 年２回以上
◇非常災害用の設備の使用方法の徹底・・・・・・・随時
８．その他必要な災害防止対策についても必要に応じて対処する体制をとる。

１１・事故発生時の対応

サービス提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、居宅介護支援事業所、当該ご家族に連絡を行うとともに必要な措置を講じます。又、事故状況等の記録等から事故再発防止のための措置を講じます。サービス提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。ただし、本事業所の責に帰さない事由による場合は、この限りではありません。

１２・秘密保持

本事業所の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た契約者または契約者代理人の秘密を漏らしません。

２．本事業所は、従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た契約者または契約者代理人の秘密を漏らすことがないよう必要な措置を講じます。
３．本事業所は、サービス担当者会議等において、契約者の個人情報を用いる場合には契約者の同意を、契約者の家族の個人情報を用いる場合には当該家族の同意を得るよう必要な措置を講じます。

１３・身体的拘束の禁止

本事業所は、契約者又は他の契約者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他契約者の行動を制限する行為を行わない。

２．本事業所は、前項の身体的拘束等を行う場合には、次の手続きにより行う。
（１）身体的拘束適正化委員会を設置する。
（２）「身体的拘束に関する説明書及び経過観察・再検討記録」に身体的拘束等にかかる様態及び時間、その際の契約者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録する。
（３）契約者又は契約者代理人に説明し、その他方法がなかったか改善方法を検討する。

１４・虐待防止に関する事項

本事業所は、契約者の人権の擁護・虐待の防止等のため次の措置を講じるものとする。

（１）従業者に対する虐待を防止するための研修の実施

（２）契約者及び契約者代理人から虐待等に関する苦情処理体制の整備

（３）その他虐待防止のために必要な措置

１５.協力医療機関・施設

	協力医療機関・施設名称
協力医療機関及び協力施設	ともなが内科クリニック
	マイン歯科クリニック
	中澤病院 介護老人保健施設うぐいすの丘

緊急搬送先：大村市立病院及び国立長崎医療センター

※ 当事業所は救急隊と連携を図り、迅速かつ安全に搬送する。